

# 科目等履修生の出願をされる方へ

## ■小学校教諭免許取得のための履修出願条件

小学校教諭免許状取得のための単位修得にあたっては、学校教育課程で開設している科目を履修してください。

## ■教育学部学校教育課程「初等教育実習」「中等教育実習Ⅰ」の履修出願条件

※人間科学部、文学部で開設している「中学校教育実習」を含む。

1. 文教大学越谷校舎の卒業生であること。
2. 教育職員採用試験を受験すること。
  - ◎出願時に口頭で確認します。受験票が届き次第写しを提出してください。
3. 該当科目出願時に、教育実習校の開拓が完了していること。
  - ◎出願時に、教育実習校で教育実習の受入の承認を得ていることがわかるものを書面で提出してください。(書式は任意)
  - ◎本学教職員の実習校訪問はできません。教育実習校にはその旨をお話ししてください。
  - ◎小学校実習は不足単位数にかかわらず4週間(4単位)です。
4. 履修出願時において、希望する免許状取得のために法令で定める必要な単位(教育実習以外)を、修得済みまたは修得見込みであること。
5. 履修出願時において、小学校教諭免許状の取得を希望する場合には、法令上の領域である第2欄～第4欄における科目を20単位以上、中学校・高等学校教諭免許状の取得を希望する場合には法令上の領域である第2欄～第4欄における科目を16単位以上、越谷校舎において修得済みであること。
6. 小学校、中学校の免許状取得希望者については、教育実習の開始前までに、教育職員免許特例法による「介護等体験」を所定の期間終了し、「証明書」の交付を受けていること。
7. 取得を希望する免許状の「学力に関する証明書」を提出すること。